

# その他



## CO<sub>2</sub>削減 ライトダウンキャンペーン

環境省では、温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO<sub>2</sub>削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

これは、ライトアップに慣れた市民一人ひとりに対して、日ごろいかに照明を使用しているか実感していただき、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機付けを与えていくことを目的としたキャンペーン・イベントです。

本キャンペーンの趣旨にご理解とご賛同をいただければ、ご家族や事業者の方は、ライトダウンのご協力をお願いします。

### イベントの日時

- ・6月21日(土)
- ・7月7日(月) (洞爺湖サミット初日)

午後8時から午後10時

\*キャンペーン告知用ステッカーは、環境省「環のくらし」

内「ライトダウンキャンペーン」ホームページからダウンロードできます。

### 問合せ先

困市民生活グループ  
☎52111111(内線263)

## 家内労働委託者は 委託状況届の 提出を

委託者は、家内労働者の人数や家内労働者に委託している仕事の内容などについて、毎年4月1日現在の状況を委託状況届に記入して4月30日までに労働基準監督署へ提出しなければなりません。お忘れの方は至急提出してください。

### 問合せ先

刈谷労働基準監督署  
☎2114885

## 6月は

## 外国人労働者問題 啓発月間です

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止について、事業主や市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法(いわゆる「入管法」)」で就労可能な在留資格

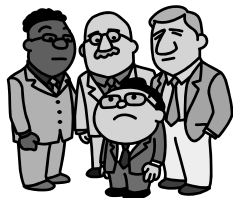
を持つ在留期間内の者に限られています。

外国人労働者も日本人と同様に労働関係法令が適用されます。昨年10月の雇用対策法の改正により、外国人労働者を雇用または離職の際には氏名、在留資格、在留期限、国籍などを確認しハローワーク(公共職業安定所)に届出することが義務付けられました。

違法な仲介業者から外国人を受け入れないようにしてください。また、採用にあたっては、ハローワークを利用してください。

### 問合せ先

刈谷公共職業安定所専門援助部門  
☎2115298



### 薬物乱用

## 「ダメ。ゼツタイ。」

6月20日から7月19日は薬物乱用防止月間です。

この機会に薬物の乱用が及ぼす影響について考えてみましょう。

Q 麻薬や覚せい剤に対してはどのような法規制が行われているか?

ますか?

A 麻薬・覚せい剤などの規制に関しては麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法があり、麻薬や大麻、覚せい剤などを輸入したり、製造したり、あるいは有償・無償を問わず他人に渡したり、他人から受け取ったり、所持したり、使用したりすると厳しく罰せられます。(例えば、単に覚せい剤を所持していた場合10年以下の懲罰)

Q もし、自分の周りの人が覚せい剤を使用している疑いがある時にはどうしたらいいでしょうか?

A 自分だけで悩まないで最寄の保健所または県の医薬安全課にご連絡ください。保健所では、このような問題を抱えて悩んでいる人のために麻薬・覚せい剤相談電話を設置して相談に当たっています。麻薬や覚せい剤の乱用から立ち直らせるためには家族や周囲の人たちの妥協を許さない毅然とした態度が必要です。

### 問合せ先

- ・衣浦東部保健所 ☎2211699
- ・県医薬安全課 ☎5219611211

## 麻薬ゼツタイダメ



「こんなつもりじゃなかった！」ではもうおそい。覚せい剤や薬物乱用はあなた自身を破壊します。

薬物では心の隙間は埋められない。  
YOUは地球の一部です。